

明細書の発行状況に関する事項

療養担当規則及び療養担当基準に規定する明細書発行状況に関する事項について、掲示します。

①電子請求を行い、明細書を発行している場合

- ・明細書を発行していること
- ・公費負担医療受給者で自己負担がない場合も発行すること

（※一部負担金等の支払いがない患者であっても生活保護法における医療扶助の患者は明細書の無償交付が原則）

・合計窓口に「明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい」等と掲示